

## 第7回 内心の自由

今回は、消極的権利（自由権）の1つである精神的自由権のうち、内心における精神活動を中心とする人権である思想・良心の自由（19条）、信教の自由（20条）及び学問の自由（23条）について検討します。

これらの人権の内容について、しっかりと理解しましょう。また、信教の自由と学問の自由に関連し、制度的保障という考え方についても理解しましょう。

### 1. 思想・良心の自由（19条）

- ・ 国民がいかなる思想をもっていようと、それが内心の領域にとどまる限りは、絶対的に自由であり、国家が特定の思想をもつことを禁止したり、それに基づいて不利益を課すことはできない。また、国民がいかなる思想をもっているかを国家が強制的に告白させることは許されない。
- ・ 民法723条に基づき、名誉毀損に対する名誉回復処分として、新聞や雑誌等に謝罪広告を掲載するよう、名誉毀損の加害者に対して裁判所が命ずることは、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる限り、良心の自由を侵害するものではない（謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和31年7月4日民集10巻7号785頁））。

○ 麴町中学校内申書訴訟最高裁判決（最判昭和 63 年 7 月 15 日判時 1287 号 65 頁）

X は、1971（昭和 46）年 3 月に東京都千代田区立麴町中学校を卒業し、都立及び私立の高校 4 校を受験したが、いずれも不合格となった。高校受験のために同中学校長から各高校に提出された X の調査書（いわゆる内申書）の「備考欄及び特記事項欄」に、「校内において麴町中全共闘を名乗り、機関紙『砦』を発行した。学校文化祭の際、文化祭粉碎を叫んで他校生徒と共に校内に乱入し、ビラまきを行った。大学生 ML 派の集会に参加している。学校側の指導説得をきかないで、ビラを配つたり、落書をした。」等の記載がなされ、また、「欠席の主な理由欄」には「風邪、発熱、集会又はデモに参加して疲労のため」という趣旨の記載がされていた。そこで、X は、この内申書の作成・提出行為が X の思想・信条の自由の侵害（日本国憲法 19 条違反）であるなどと主張し、Y<sub>1</sub>（東京都）と Y<sub>2</sub>（東京都千代田区）を相手どって、国家賠償法 1 条及び 3 条に基づく損害賠償請求の訴えを提起した。

最高裁判所は、これらの記載は、X の思想・信条そのものを記載したのではなく、記載された外部的行為からは X の思想・信条を了知し得るものではなく、また、X の思想・信条自体を高校の入学者選抜資料に供したものと解することができないと判示し、X の上告を棄却した（X の請求を棄却した）。

○ 謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和 31 年 7 月 4 日民集 10 卷 7 号 785 頁）

Y は、1952（昭和 27）年 10 月に行われた衆議院議員総選挙に日本共産党の公認を得て徳島県から立候補したが、その選挙運動に際し、ラジオの政見放送や新聞を通じて、対立候補である X が徳島県副知事兼在職中にある発電所の建設に絡んで業者から「斡旋料」を受け取った旨を公表した。そこで、X は、虚偽の事実を公表されることによりその名誉を著しく毀損されたとして、その名誉回復のために Y に対して謝罪文の放送及び掲載を求める訴訟を提起した。第 1 審（徳島地判昭和 28 年 6 月 24 日下民 4 卷 6 号 926 頁）は、X の請求は正当であるとし、Y に対して「……放送及び記事は真実に相違して居り、貴下の名誉を傷け御迷惑をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します」という文面の謝罪広告を Y の名で新聞紙上に掲載することを命じ、控訴審（高松高判昭和 28 年 10 月 3 日判例集未掲載）も、これを支持した。これに対して、Y は、たとえ自分の行為が不法行為に該当するとしても、Y の「全然意図しない言説を上告人の名前で新聞に掲載」させることは、Y の良心の自由を侵害するもので日本国憲法 19 条に違反するとして上告した。

最高裁判所は、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のもの」であれば、名誉毀損に対する救済手段として謝罪広告の掲載を命じることは、19 条に違反しないと判示し、Y の上告を棄却した（X の請求を認容した）。

## 2. 信教の自由（20 条）

- ・ いかなる宗教を信仰するかどうか、宗教的行為を行うかどうか、宗教的結社を結成するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 国家は宗教的に中立であることが要請される（20 条 1 項後段、3 項、89 条前段）。これは、信教の自由の制度的保障（ある制度を保障することによって、間接的に、その制度が保護する人権の保障を確保することになる）であると解される。
- ・ 国家と宗教とのかかわり合いについては、問題となる国の行為の目的が宗教的意義をもつか否かと、その効果が特定宗教に対する援助または妨害にあたるか否かを、社会通念に照らして総合的に判断する（津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 卷 4 号 533 頁））。

○ 津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 卷 4 号 533 頁）

三重県津市は、1965（昭和 40）年 1 月 14 日、市の体育館の起式を行ったが、この起式は、宗教法人大市神社の宮司によって神式の地鎮祭として行われ、その挙式費用 7,663 円（内訳は、宮司らに対する謝礼 4,000 円と供物料金 3,663 円）が市の公金より支出された。そこで、この起式に出席した同市議會議員 X は、津市が主催して、神式に則る地鎮祭を行い、費用を公金で支出したことは日本国憲法 20 条及び 89 条に違反するとし、同市長 Y に対し、違憲・違法に支出した公金の津市への賠償を求める住民訴訟などを提起した。

最高裁判所は、憲法の政教分離原則は、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたいわゆる制度的保障の規定であるとしたうえで、国家と宗教との完全分離は、理想ではあるが、それを実現することは、實際上不可能であり、かえって不合理な結果を生ずることになるから、国家と宗教とのかわり合いについて、許されるものとそうでないものとを分けて考えるべきであるとした。20 条 3 項により禁止される宗教的活動とは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうもの」をいうとし、本件地鎮祭への市の公金支出は、神道を援助・助長し、他の宗教を圧迫・干渉するものではないので、違憲ではないと判示し、X の上告を棄却した（請求棄却）。

### 3. 学問の自由（23 条）

- ・ いかなる学問を研究するかどうか、研究した成果を発表するかいなか、研究結果に基づいて教授するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 学術教育研究の中心的存在である大学は尊重されなければならないので、教員等の人事権や施設・学生の管理権については、教授会を中心とする大学の自治に委ね、国家がこれに介入してはならない。なお、判例によれば、学生は専ら営造物の利用者にすぎない（東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁））。

○ 東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁）

1952（昭和 27）年 2 月 20 日、東京大学経済学部学生 X は、同大学の教室内で上演されていた「ポポロ劇団」の演劇の観客の中に、かねてから継続的に警備情報収集活動をしていた私服警察官 A らを発見し、その身柄を拘束して、数名の学生とともにつるし上げ、その際、拳で腹部を突き、洋服を引きちぎるなどして、暴行を加えたうえで、警察手帳を取り上げ、謝罪文を書かせた。東京大学では、政治的目的のないことを条件として学生団体の教室の使用許可を行っていたが、ポポロ劇団による集会は、大学側への申請に反して、実際には、反植民地闘争デーの一環として行われたものであった。X は、暴力行為等処罰ニ関スル法律 1 条違反として起訴されたが、第 1 審（東京地判昭和 29 年 5 月 11 日判時 26 号 3 頁）は、大学の自治という法益が警察官の個人的法益より重要な価値である場合には、後者への侵害行為が正当な行為とされることがあり、X の本件行動は大学の自治への侵害を実効的に防止する手段の 1 つとしてなされたものであるなどと判示して、無罪の判決を下し、第 2 審（東京高判昭和 31 年 5 月 8 日判時 77 号 5 頁）もほぼ同様の理由でこれを支持した。これに対して、検察側から上告がなされた。

最高裁判所は、大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められており、この自治は、大学の人事、施設と学生の管理について大学の自主的な判断・秩序維持の権能を認めるものであると判示した。学生の集会が、真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、政治的・社会的活動にあたるものであれば、特別な自由や自治は認められないとしたうえで、学問研究等のためでない本件集会に警察官が立ち入ることにより、学問の自由は侵害されないため、X を無罪とする原判決を破棄した（差戻上告審（最判昭和 48 年 3 月 22 日刑集 27 卷 2 号 167 頁）で、被告人を有罪とする判決が確定した）。

## 基本問題（各回の講義で学んだことを確認するための問題）

- 問7-1 宗教系の私立学校に対して、国が補助金を交付することは、憲法上認められるか。関連する憲法の条文をすべて挙げたうえで論ぜよ。
- 問7-2 公立学校やその他の地方公共団体の施設に、クリスマスツリーや門松を設置することは、政教分離原則違反となるか。

### 補足説明 アメリカ合衆国の Lemon Test とわが国の目的・効果基準との関係について

わが国の政教分離の判断基準である目的・効果基準とは、政教分離原則違反が疑われる国家による行為について、社会通念に照らして総合的に判断して、(1) その目的が宗教的意義をもち、かつ、(2) その効果が特定宗教に対する援助・助長／圧迫・干渉になるような行為を、「相当とされる限度を超えるかかわり合い」として、違憲とするものである。

この目的・効果基準は、アメリカ合衆国の *Lemon v. Kurtzman* 連邦最高裁判決（403 U.S. 602(1971)）によって定立された判例法理である *Lemon Test* をもとにしているといわれる。これは、政教分離原則違反が疑われる国家による行為について、(1) その目的が世俗的であり、(2) その主要な効果が特定宗教を援助・助長／圧迫・干渉するものではなく、(3) 国家と宗教との間に「過度のかかわり合い」をもたらすものではないことを、個別的に検討し、これら3つの要件すべてを満たす場合に合憲とするものである。

## 応用問題（各回の講義で学んだことを応用するための問題）

- 問7-3 公立学校の卒業式における国歌や国旗の取扱いについて論ぜよ。
- 問7-4 学生は、大学の自治の主体となりうるか。しばしば、大学における「学生の自治」なるものが語られることがあるが、これは、憲法上の問題か。
- 問7-5 大学における教員の教授の自由（教育の自由）は、日本国憲法23条の学問の自由の一内容として保障されると解されている。ところで、初等・中等教育機関の教員の教育の自由は、同条によって保障されるか。

次回は、精神的自由権の残りの1つである表現の自由（21条）について検討します。